

# 博士論文審査要旨

徐鍾珍氏論文題目

「植民地朝鮮における総督府の宗教政策——抑圧と懐柔による統治——」

早稲田大学  
大学院政治学研究科

## I 論文の構成

申請者徐鍾珍氏が本年3月に提出した本論文「植民地朝鮮における総督府の宗教政策——抑圧と懐柔による統治——」は、同氏が1994年4月に早稲田大学大学院政治学研究科修士課程に入学以来、一貫して追求し、今回、A4版170頁（本文128頁、注26頁、宗教関連略年表2頁、参考文献14頁）にまとめたもので、この長期にわたる研鑽は、2003年4月から本学政治経済学部の助手、さらに、2005年4月からは東京医科歯科大学教養学部非常勤講師（韓国近現代史担当）としての経歴にも支えられている。以下、その構成から見ていくと次のようである。

### 序 章

第一節 問題の所在と先行研究について

第二節 本稿の構成と資料

### 第一章 統監府と総督府の対仏教統制

第一節 日本仏教界の朝鮮布教

第二節 日本仏教界と朝鮮仏教界の関係

第三節 統監府と総督府の朝鮮仏教に対する抑圧策と懐柔策

### 第二章 総督府の対キリスト教統制

第一節 キリスト教の成長と統監府の政策

第二節 一〇五人事件と総督府の対キリスト教抑圧策

第三節 三教会同とキリスト教の地位向上

第四節 総督府の対キリスト教懐柔策への転換

### 第三章 総督府の対儒教統制

第一節 朝鮮の儒教と儒林

第二節 統監府と総督府の朝鮮儒教認識と儒教抑圧策

第三節 儒林団事件と総督府の儒林懐柔策

## 第四章 総督府の旧慣制度調査と「非公認宗教」抑圧策

### 第一節 朝鮮における非公認宗教の状況

### 第二節 総督府の旧慣調査と非公認宗教

### 第三節 総督府の非公認宗教に対する抑圧策

## 第五章 総督府の神社政策

### 第一節 朝鮮における神社概観

### 第二節 総督府と朝鮮神宮

### 第三節 朝鮮における神社制度確立と神社増設

## 終章

### 注

### 宗教関連略年表

### 参考文献

## II 論文の概要

申請者によれば、日本による植民地朝鮮支配も植民地の文明化の名のもとに実施された。しかし、歴史と伝統文化をもった社会を植民地として統治する際、合意に基づいた支配体制をとったとしても、そこには支配者への抵抗が絶えず、両者の間には緊張関係が生じる。そもそも植民地支配の方針には「抑圧」、「懐柔」、「放任」などの政策がとられる。

「抑圧策」とは植民地当局が植民地の人々に対して武力を用いて抑えることである。これは最も赤裸々な植民地支配策である。「懐柔策」は植民地民の中に「協力」勢力を生み出して、支配に抵抗する勢力を解体し、無力化することである。「放任策」は、懐柔策をもつ

てしても容易に統制できない場合、手を付けずにそのままにしておくことで、コストのかからない植民地の自治を想定して行なわれる政策である。

こうした植民地支配における抑圧、懐柔、放任といった政策のありようが、最も顕著にあらわれるのが植民地における宗教政策ではなかろうかとの見通しのもとに、朝鮮総督府による宗教統制政策を検討し、植民地支配の本質を明らかにする手がかりを得たいとして書かれたのが本論文である。

さらに言うならば、宗教統制政策を検討することは、非キリスト教国家による植民地化という特異な植民地支配の内実を明らかにするものとして、比較政治の分野に新しい知見を加えることがめざされているのである。

すなわち、本研究は、日本による 1905 年の韓国保護から 1945 年の日本の敗戦にいたるまでの宗教統制政策を歴史的に検討し、その実態と特徴を解明しようとするものであり、内容を概観すればこうである。

## 序章

植民地朝鮮における宗教統制政策についての従来の日韓あるいは欧米の研究者による研究は、在地諸宗教に対する個別的なそれにとどまり、統制政策の全体像を把握する作業は手つかずのままであった。

この課題にたいし、本研究では統制政策の担い手であった朝鮮総督府により神道、仏教、キリスト教のほか、儒教や「宗教類似の団体」とされた非公認宗教を分析の対象にしている。

## 第一章 統監府と総督府の対仏教統制

その手順は先ず、保護期から併合直後の 1911 年の「寺刹令」の発布までの総督府による仏教統制を取り扱う。

仏教が最初に統制の対象にされたのは、日本の仏教界が他の宗教宗派よりも早く朝鮮布教に着手し、朝鮮の植民地化に至るまで積極的に活動していたことなどが背景にあったからで、この寺刹令や三十本山、住持（＝住職）制度の施策により朝鮮仏教界に協力勢力を生み出したのである。

## 第二章 総督府の対キリスト教統制

次いで、1910年代における統制政策を究明するが、朝鮮の国権回復運動に同情を示し、学校や慈善施設の運営により教勢を拡大していたキリスト教についてはこれより以前、とくに1907年の「大復興」運動などに見られるような急成長を受け、総督府はその対策に腐心していた。

とくに1911年の寺内総督暗殺未遂事件と称された「一〇五人事件」を契機とする総督府のキリスト教弾圧の実態が欧米に伝えられたため、日本政府（内務省）もこの悪しき印象を払拭すべく1912年、内務省主導で神道・仏教・キリスト教の「三教会同」を開催したりした。1915年、総督府も「布教規則」を發布し、一方的な抑圧策だけではなく、日本のキリスト教団体をテコに朝鮮のキリスト教団体を懐柔するという方策も取り入れるようになった。

## 第三章 総督府の対儒教統制

キリスト教対策に一段落した総督府は、これより少し前、三・一運動後に文化政治を掲げたが、その一方で、1920年代になるや、地方の郷村社会で影響力をもっていた朝鮮の儒林勢力を懐柔しようとした。

三・一運動以前において総督府は、「義兵」運動の主導勢力であった儒林抑圧のために儒教施設の監督を強化していたが、これがため、抑圧されていた儒林は三・一運動に刺激されて「第一次儒林団事件」、「対日本長書事件」などの独立請願運動を行なった。

この動きにたいし総督府は弾圧策に並行して儒林勢力の結束を崩しにかかり、協力的な儒林団体の支援・育成という挙に出た。この懐柔策により、地方儒林組織は無力化したのである。

## 第四章 総督府の旧慣制度調査と「非公認宗教」抑圧策

1930年代になると、朝鮮農村社会の解体が深刻な問題になり、朝鮮人口の八割以上を占める農民層の離村が急増、農民は主に「北鮮」・「満州」・「内地」などへ移住した。このような状況下、総督府は、民衆の日常生活とかかわっていた天道教、普天教、大倭教などの非公認宗教の実態の把握に着手した。

この調査事業は民衆の精神世界を把握し、宗教団体を仮装した秘密組織をあぶり出すためにも必要であった。総督府嘱託の村山智順などによる調査は、総督府の施政に反映され、

非公認宗教の分裂・抑圧を強化するために用いられた。

## 第五章 総督府の神社政策

その後、総督府による宗教統制政策は、既存の在地宗教、および非公認宗教を対象にすることから、新たに神社政策をもって統治の徹底化を図った。

それは、1925年の朝鮮神宮の設立に遡り、日本の敗戦の日まで続くのであるが、朝鮮における本格的な神社の設置は1936年に就任した南次郎の総督期に始まる。日本国外の神社はあくまでも在鮮邦人のためのもので、「植民地人」にはすぐに受け入れられないと判断していた総督府であるが、日中戦争が勃発するや、神社規則を改正し、朝鮮全土に神社を増設した。

この時期、朝鮮軍もまた陸軍特別志願兵制の導入のため、朝鮮における宗教状況を調査したことが、神社規則の改正や神社の本格的導入・増設に作用したのである。

神社増設に当たって総督府は、百済・新羅と日本の交流をあらわす神話などを利用し、神社を通して「祭神の代理者＝総督」による朝鮮統治を正当化していった。

## 終章

以上、植民地期の朝鮮で行なわれた総督府による一連の宗教統制政策を全体として考察すると、そこに、抑圧策と懐柔策とを用いた「複線的」「重層的」な構造が存在したことが明瞭に見てとれる。

本研究は、植民地支配における宗教統制政策の実態につき、これをその始期から終期までを一貫して追究することに意を注いだが、これは前述のように従来 of 当該分野の研究において欠けていた作業である。

総督府が展開した抑圧策と懐柔策は、朝鮮の人々の内面世界に及んだばかりか、少なからぬ殉教者や受難者を出し、しかも、各宗教団体内部に今に至るも分裂の影を落としているのであって、植民地期の宗教統制問題を検討すべき現代的意義もまた留意されるべきであろう。

### Ⅲ 特徴と評価

申請者は、日本による朝鮮統治の特質を浮き彫りにすべく宗教統制政策に着目したが、これは経済的・軍事的な側面から論及されることの多かった統治研究に新機軸を据えたものとして高く評価される。また、朝鮮における宗教統制を対象にした研究が対キリスト教政策ならキリスト教についてと、ほとんどもっぱら個別の対象に限局されていた狭小さを突破している点も大いに評価される。

この点を今少し詳しく述べると、従来の統治史研究は植民地収奪論や工業化論などに見られるように、あるいは朝鮮兵站基地論などに示されているように、経済・軍事的観点に偏向しがちであった。このような傾向に再考の一石を投じたことである。

申請者は文化的親近感の存在を宗教政策の前提に指定していた日本の統治について、先ず文化的親近感なるものの問題性を指摘し、ついで植民地当局による統制の対象とされた仏教、キリスト教、儒教、非公認宗教、神道について通時的に逐一分析することから統制政策の全体を把握しようとしたが、この方法は単なる俯瞰に留らず、統制政策の構造——抑圧と懐柔の重層的施策——を明らかにすることを可能とした。

すなわち、従来の日本人研究者による論及では、対キリスト教対策や神社設定政策にせいぜいふれるだけで（しかも個別的に）、儒林政策や非公認宗教政策については視圏に入っていなかった。宗教統制における第一次儒林団事件や対日長書事件などは申請者の新たに発掘した史実である。

また、「一〇五人事件」と三教会同との関連性を示唆したのも本研究の功績であり、非公認宗教と旧慣制度調査の有機的関連を指摘したのも申請者の斬新な成果である。

一方、韓国人研究者による論及では、統治初期における植民地当局や一部日本仏教界勢力による朝鮮進出策とその実際も、旧慣制度調査も、さらには神社設置についての考察も欠落していたとあって良いが、日韓の先行研究におけるこれらの不備、欠落は、欧米の研究者にも指摘し得ることである。

このように個別の問題ならびに史実においても新知見を提出しつつ、宗教統制政策全体に通底している構造を明らかにした点が評価さるべき本論文の業績なのである。

もつとも、申請者も統治における抑圧と懐柔という施策を日本のそれにも認められる

手法・特質と主張しているわけではない。言うなればこの施策は容易に推論され得ることもである。

しかし、そうではあるが、抑圧と懐柔がそれぞれの宗教ないし非公認宗教（類似宗教、あるいは総督府のいう一種の邪教）にたいし全統治時代を通して交互に、あるいは並行的に適用されていたことを実証したことは、S. ヒューズがいうように歴史的研究が膨大な事実の探求から小さな、しかし納得のいく結論を導くことを使命達成の一つとしている以上、やはり高く評価さるべきで、この点は、たとえば、中国における指導的な日本近代史研究者、兪辛<sup>ジン</sup>教授が、日中両国の第一次外交資料を用いて完成した750頁近い労作『辛亥革命期の中日外交史研究』を想起させる。兪教授の導出した結論は、中国侵略をめぐる列強間には対立と協調があり、中国もこの列強間の関係を利用して列強を牽制しようとしたという小さな、しかし納得のいくものである。

さらに本研究は、日本に所在する各種資料を使用して朝鮮の各宗教や類似宗教の直面した問題を論究した点、これら資料に容易に接し得ない韓国、朝鮮の専門研究者への貢献も多大である。

けだし、日本に長期間留学して研究する者だけが享受しうる環境を生かした作業として、本研究の韓国語による出版は韓国、朝鮮の学界に必ずや裨益するであろう。

宗教統制政策に照明を当てることによって植民地統治研究の視野を拡大した本研究は、このようにその主題において、また方法においてユニークであり、さらに従来、前述のように、全く、あるいはほとんど論議されることのなかった宗教統制の諸問題・諸側面を論議、解明し、当該領域研究における断片的性格を払拭、これを新たな水準にまで引き上げたことは間違いないが、こうした成果にあっても課題とすべき点がないではない。

たとえば、総督府による宗教統制政策と日本政府の意向との有機性についてのより立ち入った分析が必要であること。すなわち、それぞれの関係法規などは説明され、また、朝鮮総督府と内務省との連携についても本文中に言及されてはいるが、さらに植民地当局による政策決定と日本国内における宗教政策との連関の有無・実際についても今少し追及されて然るべきであったろう。

また、個々の分析対象とした宗教や非公認宗教のもつ具体相の掘り下げも不足するようである。



こうした不備・不足とともに本来の宗教統制政策が有したであろう巧妙さや苛烈さをダイナミックに描き切ったといえるかどうかその筆力に批評の余地もあるが、以上のことを一つの論文においてすべて充足せよということは過大にすぎる要求であり、これらは将来の申請者の努力において十分補完される問題であろう。

以上、申請者の植民地朝鮮における総督府の宗教政策をめぐる研究にはいくつかの課題が残されているが、本論文は本学の学位（博士、政治学）を授与するに値するものと認められる。

2006年6月24日

主査 早稲田大学教授 堀 真清

副査 早稲田大学教授 梅森直之

Ph.D. University of Chicago

副査 元翰林大学校教授、元東京女子大学教授 池 明観